

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「☐自己の計算において・・・ありません」の☐のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

令和6年（ケ）第168号

注 意 書

本件は物件2、3の売却です。

現況調査報告書及び評価書に物件1の記載が含まれていますが、売却対象外ですのでご注意ください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 5 月 14 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 高 橋 泰

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 6 月 3 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 6 月 10 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 12 日 午前 10 時 00 分 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 7 年 6 月 27 日 午後 3 時 00 分 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 5 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
2, 3	16, 629, 000 13, 303, 200	一括	3, 325, 800	147, 892	24, 042
2	3, 701, 000				
3	12, 928, 000				
			</		



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 気仙沼市常楽 |
| | 地 番 | 150番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 332.36平方メートル |
| 3 | 所 在 | 気仙沼市常楽150番地2 |
| | 家屋 番号 | 150番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階112.00平方メートル
2階 69.97平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 2月 7日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 阿 部 剛

1 不動産の表示

【物件番号2, 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号2, 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 2 | 所 在 | 気仙沼市常楽 |
| | 地 番 | 150番2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 332.36平方メートル |
| 3 | 所 在 | 気仙沼市常楽150番地2 |
| | 家屋 番号 | 150番2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造セメント板ぶき2階建 |
| | 床 面 積 | 1階112.00平方メートル
2階 69.97平方メートル |



令和 6年(ケ)第 168号
令和 6年11月28日受理
令和 7年 1月 7日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 佐藤 俊也 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 気仙沼市常楽
地 番 148番13
地 目 公衆用道路
地 積 460平方メートル
共有者 A 持分5分の1
- 2 所 在 気仙沼市常楽
地 番 150番2
地 目 宅地
地 積 332.36平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 気仙沼市常楽150番地2
家屋 番号 150番2
種 類 居宅
構 造 木造セメント板ぶき2階建
床 面 積 1階112.00平方メートル
2階 69.97平方メートル
所有者 A

(2 枚目)

不 動 産 の 表 示	「物件目録（物件 2， 3）」のとおり			
住 居 表 示	未実施			
土地	物件 2			
現 況 地 目	■宅地（物件 2） □公衆用道路（物件 ） □ （物件 ）			
形 状	■公図のとおり □地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり			
下 記 以 外 の 建 物 （ 目 的 外 建 物 ）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
そ の 他 の 事 項	接道関係については、物件 1 の「その他の事項」のとおり 物件 2 所有者が設置したカーポートが存する。			
建 物	物件 3			
種 類 ， 構 造 及 び 床 面 積 の 概 略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる（□主たる建物 □附属建物） □種 類： □構 造： □床面積：			
物 件 目 録 に な い 附 属 建 物	■ない □ある { 種 類： 構 造： 床面積：			
占 有 者 及 び 占 有 状 況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を 住居 として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり			
上 記 以 外 の 敷 地 （ 目 的 外 土 地 ）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
そ の 他 の 事 項	物件 3 所有者所有のスチール製物置（動産）が存する。物件 3 の屋根の南東側部分には、ソーラーパネルが存する。物件 3 の建物内では、室内犬 2 匹が飼われている。			
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	■ない □ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり ■土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

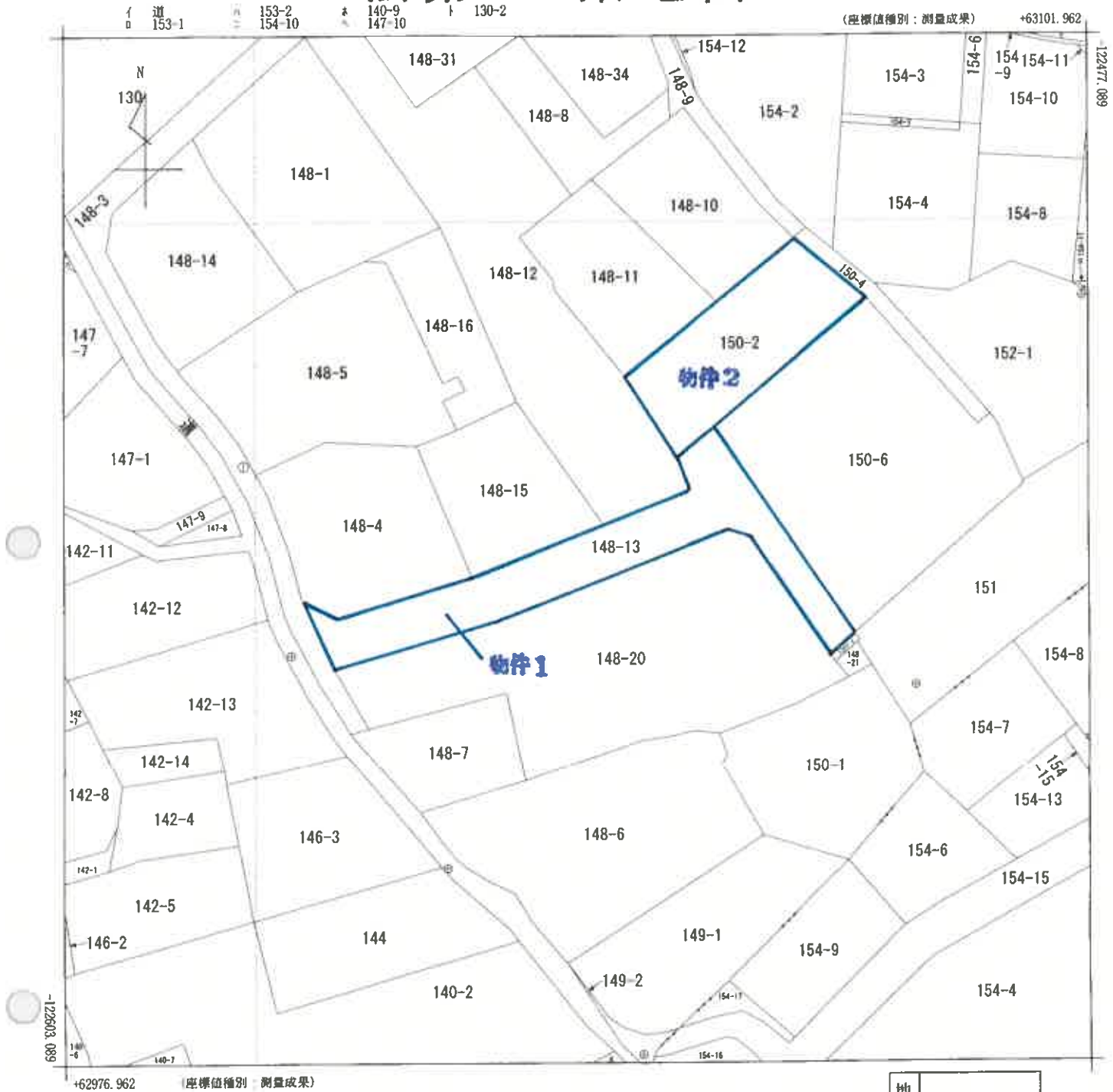
関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	物件3には、私たち夫婦が住んでおり、他に貸している部分等はありません。物件3の屋根にあるソーラーパネル、カーポート、スチール製物置については、建築当時に設置しています。物件3の建物内では、室内犬2匹を飼っています。物件3につき、地震等による被害等はなく、不具合等也没有。物件3の2階寝室にロフトがあります。物件3はオール電化の仕様で中庭も注文して造りました。物件1については、建築時にその持分を取得しましたが、その後、気仙沼市からは市道なので気仙沼市に返して欲しいと言われています。
■ B (気仙沼市建設部 土木課土木管理係長)	物件1の道路については、当時の共有者らから市道認定を受けたいと申し出があり、平成24年3月30日付けで市道(市道常楽17号線)に認定されていますが、登記記録上は私道のままになっており、今後は各共有者から寄附してもらう予定です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

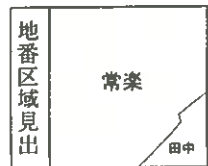
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年12月3日 (火) 13:30-13:40	仙台法務局塩竈支局	全部事項証明書受領
6年12月5日 (木) 15:50-16:00	物件所在地	物件確認 写真撮影
同 日 16:15-16:20	気仙沼市役所	気仙沼市役所税務課に資料交付請求 (12/10 資料受領)
6年12月19日 (木) 9:55-11:00	物件所在地	立入調査 占有調査 間取確認 写真撮影 所有者 Aから事情聴取 (評価人同行)
7年1月6日 (月) 14:50-14:55	執行官室	気仙沼市建設部土木課土木管理係長Bから電話による聴取
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☒ 令和 6年12月19日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

法第14条地図



A4判に縮小



請求部	所在	気仙沼市常楽				地番	148番13			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	法務局作成地図
作成年月日	令和5年1月20日				備付年月日(原図)	令和5年2月20日		補記事項		

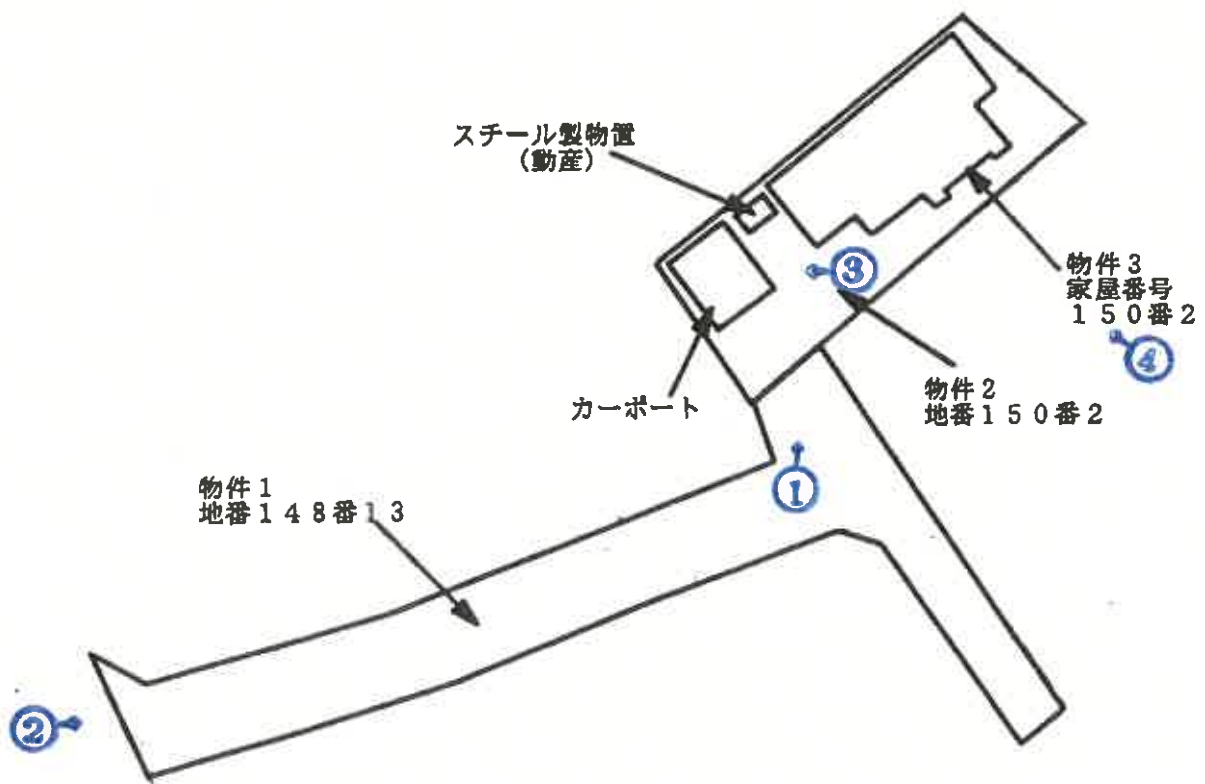
これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月15日
仙台法務局気仙沼支局
登記官

請求番号：4-1
(1/1)

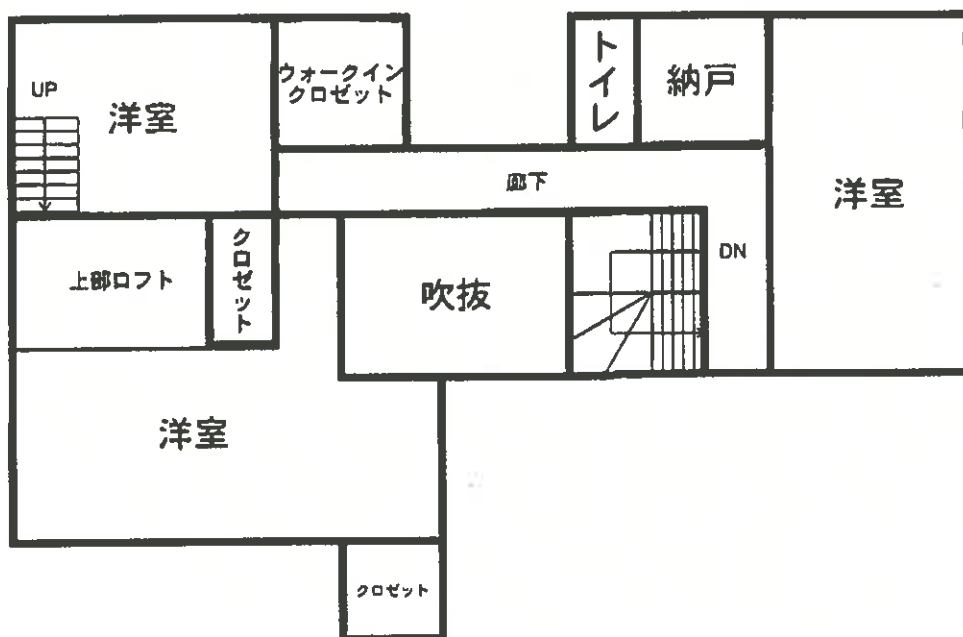
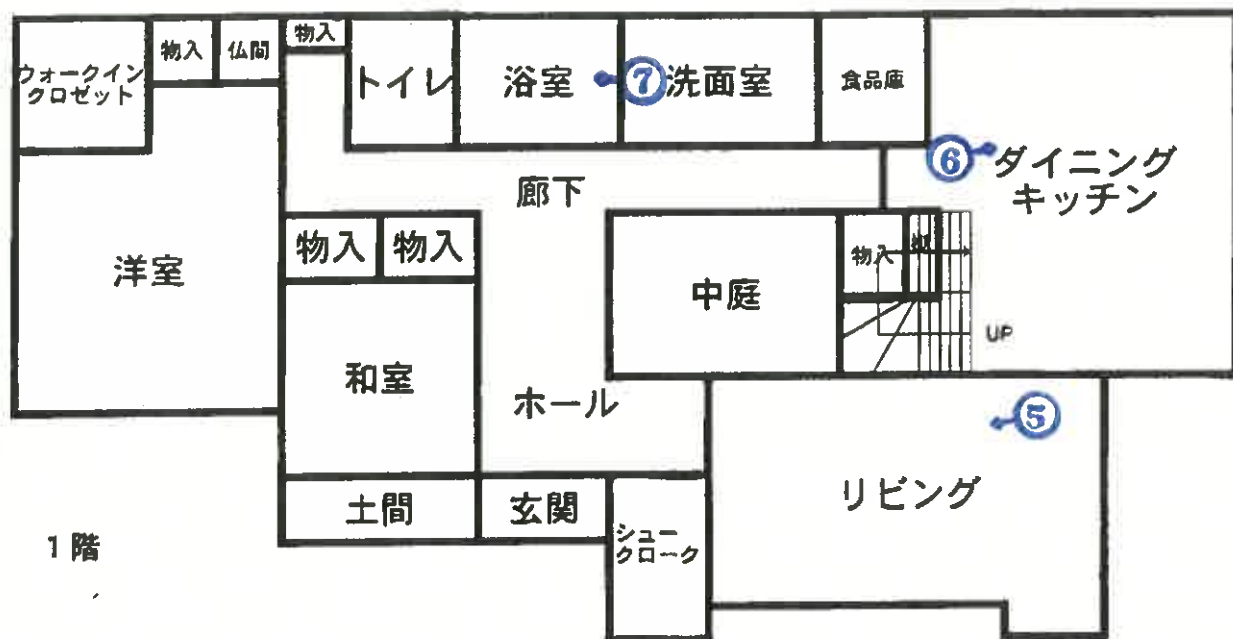
(6 枚目)

土地建物位置関係図



凡 例
←○写真(撮影場所)

間 取 図



凡 例
←○写真(撮影場所)

写 真 1

物件 2

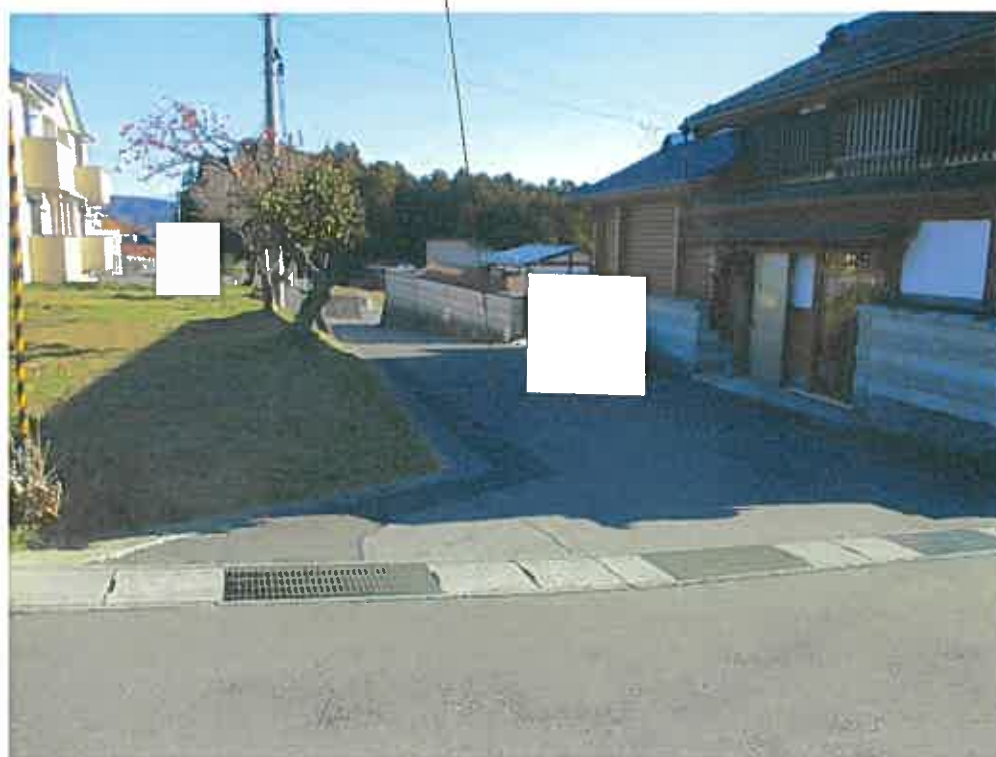
物件 1

物件 3



写 真 2

物件 1



写 真 3

物件 2

カーポート

スチール製物置（動産）



写 真 4

ソーラーパネル



写 真 5



写 真 6



写 真 7



令和6年(ケ)第168号
令和6年12月19日 現地調査
令和7年1月17日 評価

仙台地方裁判所第4民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士 真木 芳美

第1 評価額

一括価格	
金 16,629,000円	
内訳価格	
物件2（土地）	金 3,701,000円
物件3（建物）	金 12,928,000円

- 1 一括価格は、物件2～3の不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の土地の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所 在 地 番 地 目 地 積		
3	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積		
番号	特記事項		
	物件1は、登記記録上は物件2及び物件3の所有者であるAが持分5分の1を有している。気仙沼市建設部土木課からの回答によれば、認定当時の共有者らから市道認定の要望があり、平成24年3月30日付けで市道認定（市道常楽17号線）を受けている。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

○物件1

位置・交通	J R気仙沼線「気仙沼」駅の南西方約2.7km(道路距離) (後添位置図参照)	
付近の状況	対象不動産は、気仙沼高校近くの丘陵地の住宅地域に存する。周辺には未利用地もみられ、店舗等は少なく、生活利便施設は幹線沿いの商業施設等に依存する。気仙沼市内の住宅需要は、減少傾向が続いており、当地域の不動産需要についても停滞気味に推移している。特に変動要因も認められないことから、当面の間は現状のまま推移するものと思われる。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 指定60% 指定200% なし 特になし
画地条件	地積 間口・奥行 形状 地勢 街路接面の状況 その他	460㎡ 約4～6m×約83m 不整形 ほぼ平坦 — 特になし
土地の利用状況等	市道として利用されている。	
供給処理施設	上水道 あり 下水道 なし ガス配管 なし	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常の費用で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定しがたい。	
特記事項	第3 目的物件の特記事項に記載のとおり、物件1は、平成24年3月30日付けで市道認定(市道常楽17号線)を受けており、私権の制限を受け、市場性を有しないため、価格を求めることはできなかった。	

○物件2

位 置 ・ 交 通	J R気仙沼線「気仙沼」駅の南西方約2.7km(道路距離) (後添位置図参照)	
付 近 の 状 況	対象不動産は、気仙沼高校近くの丘陵地の住宅地域に存する。周辺には未利用地もみられ、店舗等は少なく、生活利便施設は幹線沿いの商業施設等に依存する。気仙沼市内の住宅需要は、減少傾向が続いており、当地域の不動産需要についても停滞気味に推移している。特に変動要因も認められないことから、当面の間は現状のまま推移するものと思われる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 指定60% 指定200% なし 特になし
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面の状況 そ の 他	332.36㎡ 約6m×約30m ほぼ長方形 平坦 中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	○ 南東側幅員約4m、市道、舗装(有)、ほぼ等高に接面 建築基準法上：第42条1項1号道路に該当	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件3の建物敷地等として利用されている。	
供給処理施設	上 水 道 あり 下 水 道 なし ガス配管 なし	
	(注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土壌汚染の有無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において、土壌汚染の徴表は認定しがたい。	
特 記 事 項	物件3所有者所有のスチール製物置(動産)が存する。	

2 建物の概況及び利用状況等(物件3)

区 分	主である建物：家屋番号 150番2	
建 築 時 期 及 び 経 済 的 残 存 耐 用 年 数	建 築 年 月 日 (登 記 上)	平成28年3月30日 新築
	経 過 年 数	9年
	経 済 的 残 存 耐 用 年 数	16年
構 造	木造セメント板ぶき2階建	
仕 様	外 壁	サイディング
	内 壁	クロス等
	天 井	クロス等
	床	フローリング等
	設 備	電気設備、給排水、衛生設備
	そ の 他	特になし
	(注) 建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため 使用可能か否かについては不明である。	
床面積(現況)	延 181.97㎡	
現 況 用 途 等	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	別添間取図のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	物件3の屋根の南東側部分には、ソーラーパネルが存する。 物件3の建物内では室内犬が2匹飼われている。 物件3はオール電化住宅である。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ≒オ
2	27,500	0.90	332.36	1.00	8,226,000

ア 標準画地価格（公示価格等との規準をもとに査定）

地価調査基準地

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & & \text{規準とした価格} \\ 29,400\text{円/㎡} & \times & 99.0/100 & \times & 100/100 & \times & 100/106 & \equiv & 27,500\text{円/㎡} \end{array}$$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：概ね標準的

◇地域格差：街路条件+1%（1.01）、環境条件+5%（1.05）

$$\text{相乗積 } 1.01 \times 1.05 \equiv 1.06$$

イ個別格差：道路との接面状況-10%（0.90）

ウ地積：登記数量による。

エ建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格（物件3）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じ、建物価格を判定した。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ≒エ
3	210,000	181.97	0.51	19,489,000

ウ 現価率

経過年数9年、経済的残存耐用年数16年、観察減価率20%、残価率0%により現価率を査定した。

$$\diamond \text{現価率 } 0.51 \equiv \{0 + (1-0) \times (16\text{年}/25\text{年})\} \times (1-0.20)$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) $\text{ア} \times \text{イ} \times \text{ウ} \div \text{エ}$
2	8,226,000	1.00	0.25	法定地上権	2,057,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の100%の範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記の通りと判断した。

(2) 評価額(内訳価格及び一括価格)

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算(円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) $(\text{ア} + \text{イ}) \times \text{ウ} \times \text{エ} \times \text{オ}$
2	8,226,000	- 2,057,000		1.00	0.60	3,701,000
3	19,489,000	+ 2,057,000	1.00	1.00	0.60	12,928,000
一括価格(合計)						16,629,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※算定結果については千円未満四捨五入の処理を行った。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地〔気仙沼（県）-11〕

所 在：気仙沼市九条333番5外

価 格：29,400円／㎡

位 置：JR気仙沼線「気仙沼」駅 2.6km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：295㎡

供給処理施設：水道

接 面 街 路：南西5m市道

用途指定等：非線引都市計画区域、第1種中高層住居専用地域(建蔽率60%、容積率200%)

地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ郊外丘陵の住宅地域

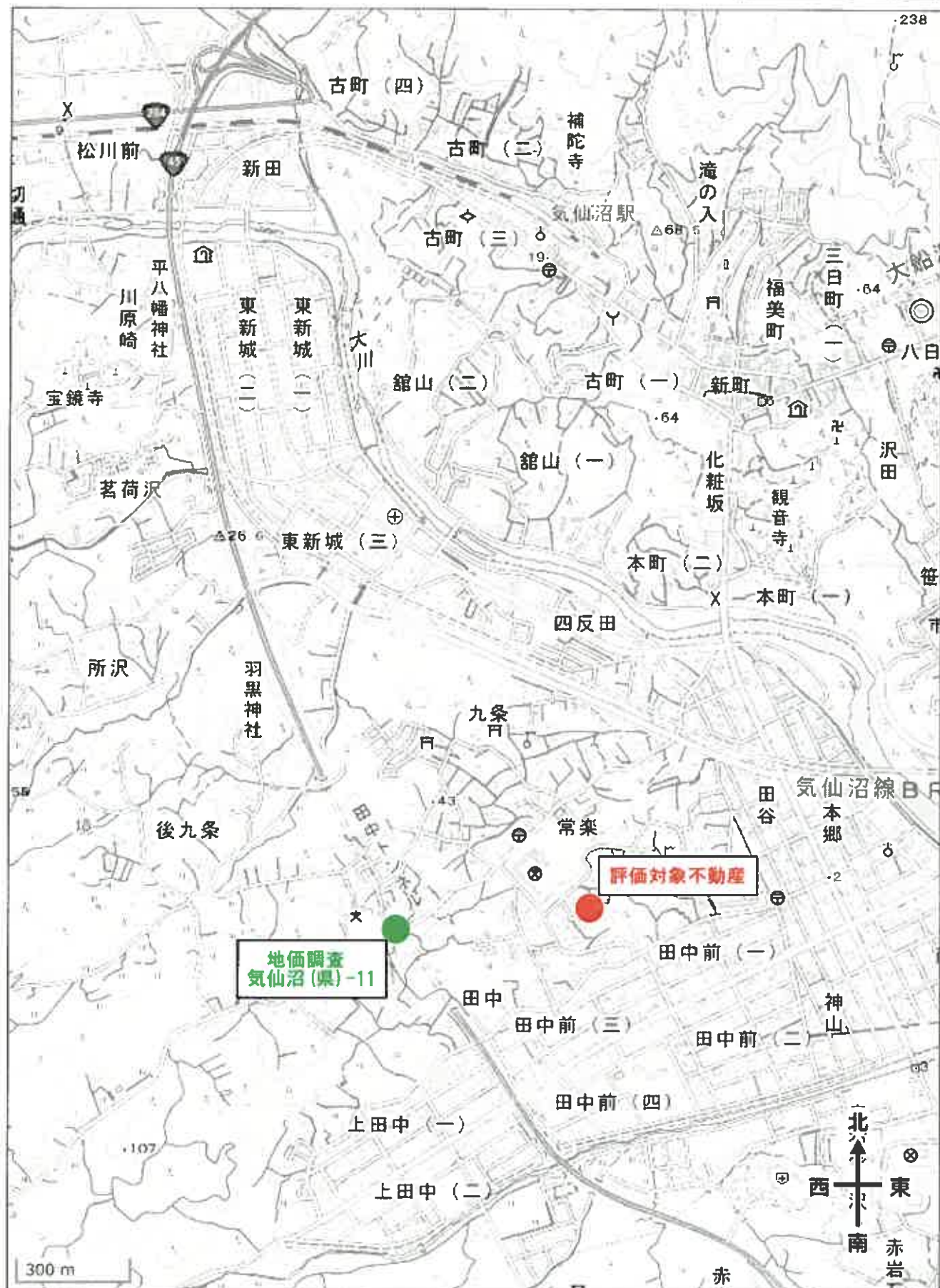
第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 公図
- 3 土地建物位置関係図
- 4 建物図面・各階平面図
- 5 間取図

以 上

物 件 目 録

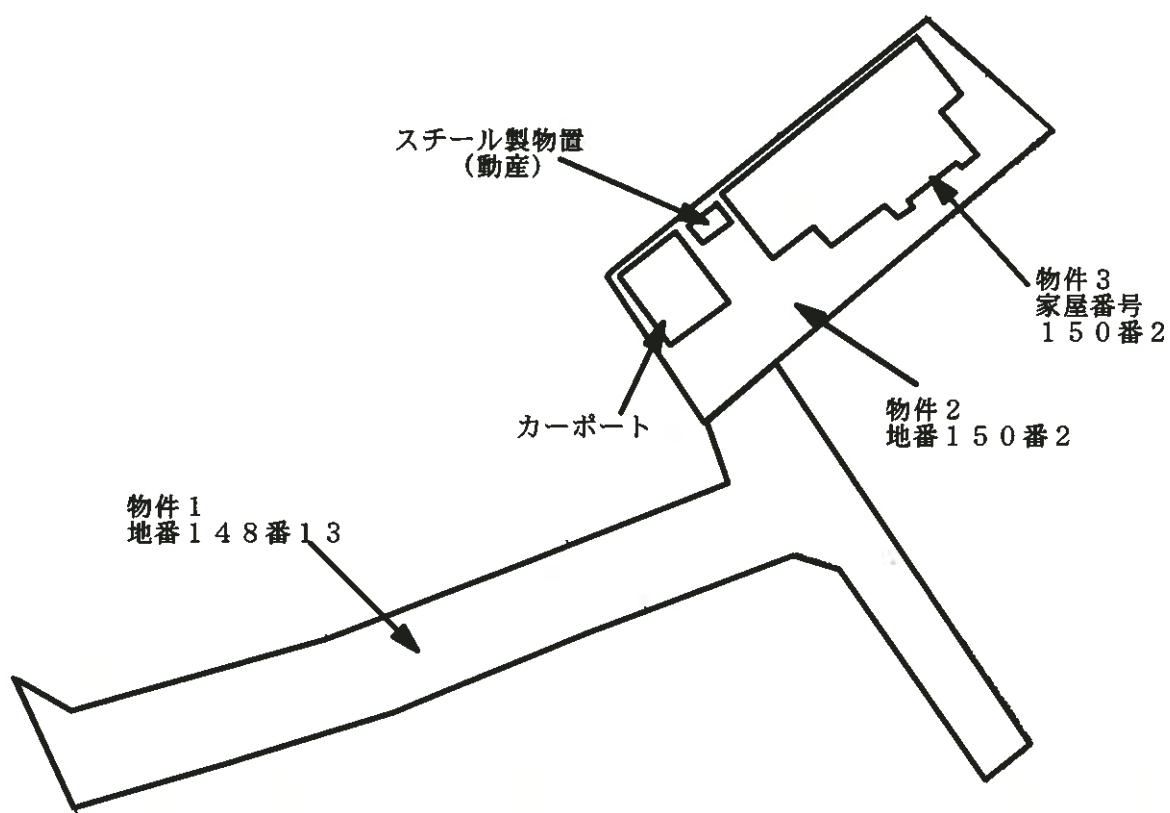
- 1 所 在 気仙沼市常楽
地 番 1 4 8 番 1 3
地 目 公衆用道路
地 積 4 6 0 平方メートル
共有者 A 持分 5 分の 1
- 2 所 在 気仙沼市常楽
地 番 1 5 0 番 2
地 目 宅地
地 積 3 3 2 . 3 6 平方メートル
所有者 A
- 3 所 在 気仙沼市常楽 1 5 0 番地 2
家屋 番号 1 5 0 番 2
種 類 居宅
構 造 木造セメント板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 1 1 2 . 0 0 平方メートル
2 階 6 9 . 9 7 平方メートル
所有者 A





請求番号：4-1
(1/1)

土地建物位置関係図



これは図面に記録されている内容を証明した複写面である。
令和6年10月15日 仙台法務局 気仙沼支局

登記官

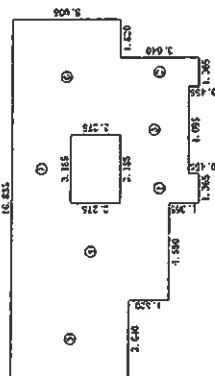
各階平面図 建物図面

系図番号 150番2 物件3

建物の所在 気仙沼市常楽150番地2



1階

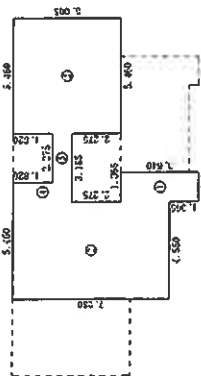


求積表

①	1.365 × 3.640	=	4.968600
②	1.365 × 3.640	=	4.968600
③	4.095 × 3.185	=	13.042575
④	4.550 × 7.280	=	33.124000
⑤	3.640 × 5.460	=	19.874400
⑥	5.460 × 5.005	=	27.327300
⑦	3.185 × 2.730	=	8.695050
合計			112.000525

床面積	112.00 m ²
-----	-----------------------

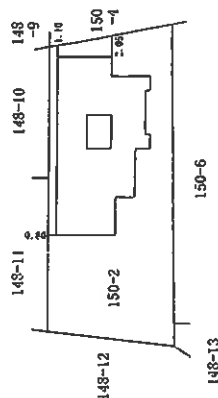
2階



求積表

①	1.365 × 3.640	=	4.968600
②	4.550 × 7.280	=	33.124000
③	5.460 × 5.005	=	27.327300
④	0.910 × 2.730	=	2.484300
⑤	2.275 × 0.910	=	2.070250
合計			68.974450

床面積	68.97 m ²
-----	----------------------



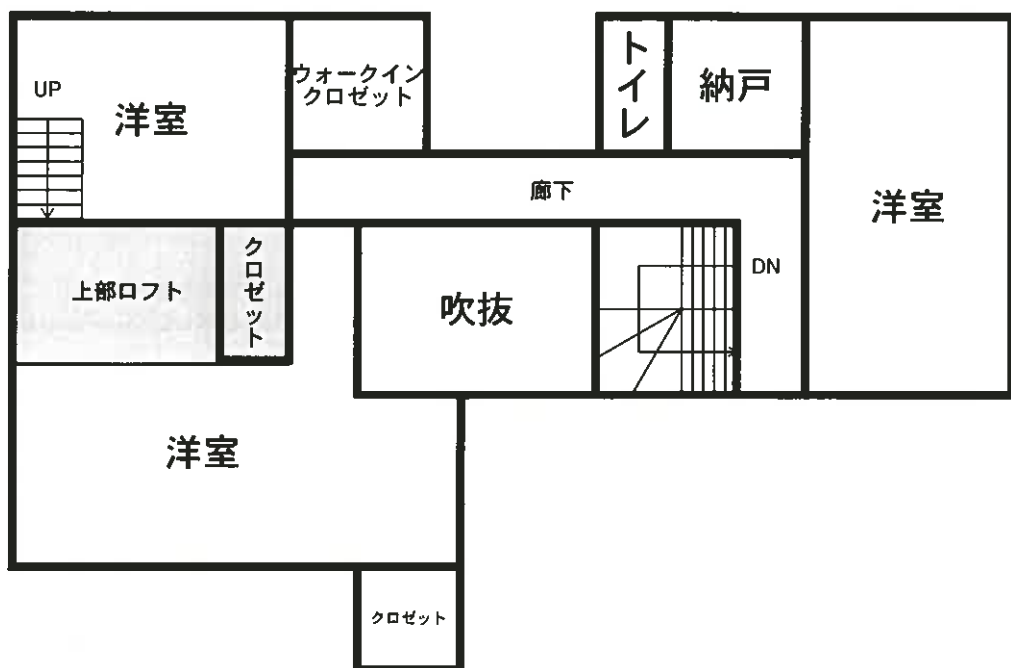
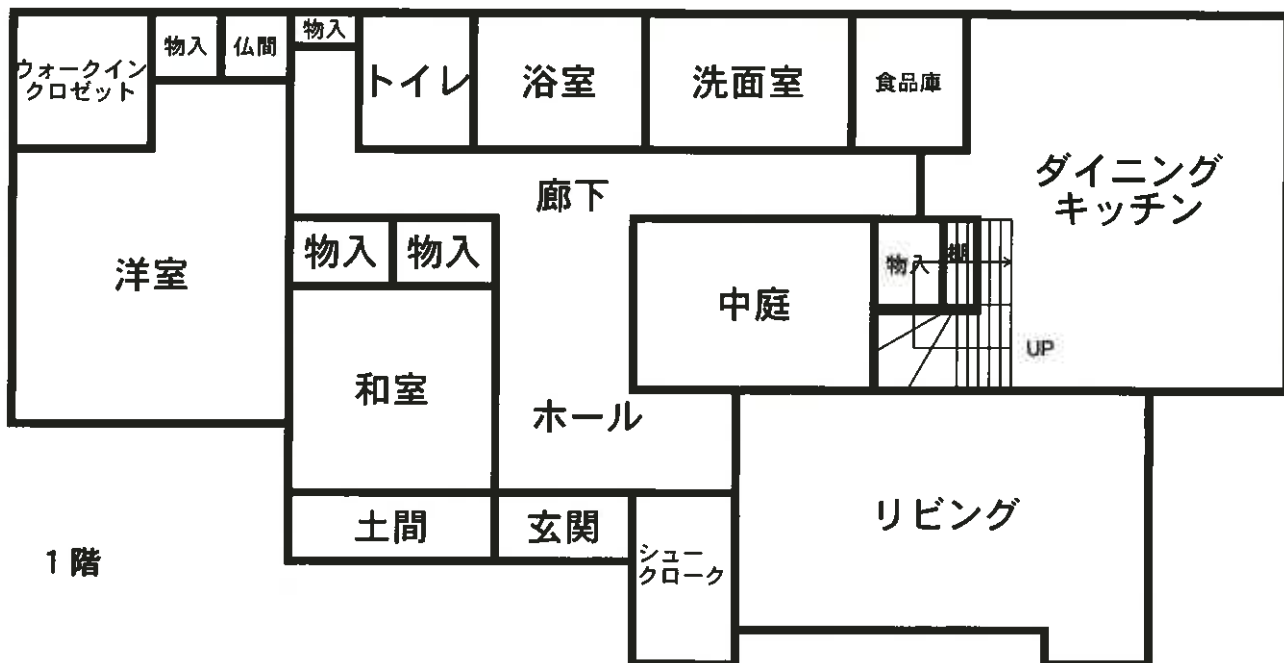
作成者

縮尺 250

申請人

縮尺 500

間 取 図



灰色着色部分はロフトになっている